

第56号議案

蒲郡市手数料条例の一部改正について

蒲郡市手数料条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和2年6月12日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡市手数料条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市手数料条例の一部を改正する条例

蒲郡市手数料条例(昭和29年蒲郡市条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)関係の手数料の表を次のように改める。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)関係の手数料

手数料を徴収する事務	手数料名	金額
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付(個人番号又は住民票コード変更により返納した場合、国外転出により返納した場合、追記領域の余白がなくなった場合、有効期間が満了する日までの期間が3月未満となった場合その他市長がやむを得ないと認める場合の再交付を除く。)	個人番号カード再交付手数料	1枚につき800円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。